

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定整備の考え方(案)」に対する意見

1 意見募集期間と意見提出の状況

- パブリックコメントの実施期間：平成30年10月19日(金曜日)から11月19日(月曜日)まで
- 意見提出人数：15名
- 意見提出件数：34件

2 主な意見と東京都の見解

番号	意見の概要	東京都の見解
【規定整備について】		
1	今回の規定整備については、全体的に素晴らしい内容であると評価している。しかし、施行が2019年9月であるため、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに直接寄与しないことは非常に残念である。	御意見のとおり、新基準への適合が義務となる宿泊施設の完成は2020大会後になりますが、今回、新基準を示すことにより、既存の宿泊施設におけるバリアフリー改修等への取組が進み、2020大会にも寄与するものと考えています。
【新基準に関する御意見(客室までの経路)】		
2	客室までの経路について、平らな道幅が85cm以上で、エレベーターの広さは内寸120cm以上が望ましい。傾斜路も傾斜の角度は限りなく無い方が望ましい。	客室までの経路について、今回の規定整備により段差は解消されず。経路の幅について、廊下は建築基準法により120cm、エレベーターの奥行きは客室の規定整備に合わせて115cm確保する考えです。
【新基準に関する御意見】		
3	車椅子には大小あるので、一番大きい車椅子を想定して規定を作るべき。また、電動車椅子の耐用重量も考慮して欲しい。	宿泊施設には、政令で設置義務がある「車椅子使用者用客室」と、それ以外の「一般客室」があります。車椅子使用者用客室は、車椅子を使用する全ての方が円滑に利用できる客室で、都は国より厳しい基準を採用し整備を推進してきました。一方で、今回の規定整備(案)は、これまでバリアフリーに関する基準のなかった全ての一般客室を対象に設けるもので、障害のある方を含め、高齢者やお子様連れなど、多くの方が利用できるよう、市場の状況等を勘案しながら、一般客室の段差解消や出入口幅等に最低限の基準を義務付けるものです。

番号	意見の概要	東京都の見解
【新基準に関する御意見(客室の出入口)】		
4	客室のドアが重いため、開閉をリモコンで操作できるよう検討して欲しい。	<p>宿泊施設には、政令で設置義務がある「車椅子利用者用客室」と、それ以外の「一般客室」があります。車椅子利用者用客室は、車椅子を使用する全ての方が円滑に利用できる客室で、都は国より厳しい基準を採用し整備を推進してきました。一方で、今回の規定整備(案)は、これまでバリアフリーに関する基準のなかった全ての一般客室を対象に設けるもので、障害のある方を含め、高齢者やお子様連れなど、多くの方が利用できるよう、市場の状況等を勘案しながら、一般客室の段差解消や出入口幅等に最低限の基準を義務付けるものです。</p>
5	客室の出入口の幅は90cm以上として欲しい。	
6	客室の出入口の幅は90cm以上として欲しい。あらゆる車椅子に対応でき、荷物や介助者が一緒に通るためにはそのくらい必要。ドアは引き戸で開閉時にドアが止まる方式でないと使えない。	
【新基準に関する御意見(客室内の便所及び浴室等の出入口)】		
7	便所及び浴室等の扉幅について、JIS規格での車椅子幅が70cmのため、入れない可能性が出てくる。特に、手動の車いすハンドリングを手で漕ぐためゆとりが必要になるため、少なくとも有効幅員として75センチが必要である。	<p>宿泊施設には、政令で設置義務がある「車椅子利用者用客室」と、それ以外の「一般客室」があります。車椅子利用者用客室は、車椅子を使用する全ての方が円滑に利用できる客室で、都は国より厳しい基準を採用し整備を推進してきました。一方で、今回の規定整備(案)は、これまでバリアフリーに関する基準のなかった全ての一般客室を対象に設けるもので、障害のある方を含め、高齢者やお子様連れなど、多くの方が利用できるよう、市場の状況等を勘案しながら、一般客室の段差解消や出入口幅等に最低限の基準を義務付けるものです。なお、より円滑に利用できる一般客室の整備を進めるため、別途、本条例の交付に伴い通知する「技術的助言」等で客室内の扉幅や空間確保の考え方等について示してまいります。</p>
8	客室出入口、便所及び浴室等の出入口幅は最低90cmとして欲しい。あらゆる車椅子に対応でき、荷物や介助者が一緒に通るためにはそのくらい必要。ドアは引き戸で開閉時にドアが止まる方式でないと使えない。	
【新基準に関する御意見(客室内の段差)】		
9	部屋の入口に1cm以上の段差があり、入れないことがある。	今回の規定整備により、客室内の段差は解消されます。

番号	意見の概要	東京都の見解
【新基準に関する御意見(客室内の経路)】		
10	バストイレの出入口幅70cmは狭すぎて電動車椅子で通路から曲がる際に角がぶつかってしまう。通路は最低80cmとすべき。	<p>経路幅については、バスルーム等へ直角に曲がれなくても、移乗によるアプローチも勘案し、一般客室内の最も狭い部分でも70cmの経路幅を確保することを目的に基準(案)を示したところですが、出入口の幅を80cm確保する基準があれば、経路幅を規定しなくても一定程度の空間確保がなされると考えられることから、経路幅について、条文には規定しないこととします。ただし、一般客室を円滑に利用するためには、客室内の扉幅や空間確保が重要となるため、別途、本条例の交付に伴い通知する「技術的助言」等で空間確保の考え方等について示してまいります。</p>
11	電動車椅子使用者が室内で回転、方向転換ができるよう、客室面積を広くしてほしい。	
12	客室内通路幅70cmは狭すぎて電動車椅子で通路から曲がる際に角がぶつかってしまう。通路は最低80cmとすべき。	
13	参考図ではバスルームの扉幅と通路幅が70cmとなっているが、70cmでは通ることができたとしても通路からバスルームに曲がるのが困難である。	
14	客室内通路については有効幅員として80センチ以上を確保することが必須とされる。70cmではとてもJIS規格による車椅子寸法の車いすで曲がるができない。	

番号	意見の概要	東京都の見解
15	<p>一般客室のUD化の方針は、2020東京オリパラのレガシーとも成り得るもので、高く評価したい。しかし、現在示されている基準値では、せっかく段差を解消しても、利用可能な車椅子ユーザーは極々まれであり、本来の目的を果たせないことが明白であることから、基準値を次のように変更するべき。</p> <p>①客室出入口から1のベッド、便所及び浴室等まで経路幅は80cm以上(推奨:90cm以上)</p> <p>②直角に曲がり便所及び浴室等に入入りする出入りに、傾斜路を設置して段差解消を行う場合の経路幅は120cm以上</p>	<p>経路幅については、バスルーム等へ直角に曲がれなくても、移乗によるアプローチも勘案し、一般客室内の最も狭い部分でも70cmの経路幅を確保することを目的に基準(案)を示したところですが、出入口の幅を80cm確保する基準があれば、経路幅を規定しなくても一定程度の空間確保がなされると考えられることから、経路幅について、条文には規定しないこととします。ただし、一般客室を円滑に利用するためには、客室内の扉幅や空間確保が重要となるため、別途、本条例の交付に伴い通知する「技術的助言」等で空間確保の考え方等について示してまいります。</p>
16	<p>案は基本的なバリアフリーの基準以下で、入口から入れても室内では半回転もできず、トイレや洗面台にもたどりつけないので、客室出入口から1のベッド、便所及び浴室等まで経路幅は90cm以上とし欲しい。</p>	
17	<p>バスルームにも段差を作らず、ドア幅も車椅子で通れる有効幅を設けるという画期的な案だが、バスルームドア幅70cm、通路幅70cmでは、現在使用している車椅子では直角に曲がるができない。(車椅子のタイヤからタイヤの幅が70cmジャスト)</p> <p>客室出入口のドア幅を80cmにするとのことなので、バスルームと通路もこの幅に合わせて最低でも80cmにして欲しい。(後輪駆動式の電動車椅子は回転半径も大きくなるため、90cm以上だと余裕をもって利用できる)</p>	
18	<p>客室内の経路幅は最低85cm～90cm以上として欲しい。70cmでは車椅子が動けない場合や、介助者が車椅子の横に行くことができないので狭すぎる。</p>	

番号	意見の概要	東京都の見解
【規制の対象について】		
19	<p>対象を一般客室全てとするのではなく、一定の割合の客室とすべきではないか。</p> <p>本規定を順守した客室は、既存規定で計画したものに対して客室面積が大きくならざるを得ず、結果的に客室数自体が減少することが予想される。2020年のオリンピックパラリンピックを契機にインバウンド需要が拡大することを考えると、客室数自体を増やすことをまず第一に考え、現状のユニバーサルルームを補完するだけの割合でバリアフリーに配慮した客室を整備することが適正と考える。</p>	<p>今後の超高齢社会の進展等を見据え、一般客室全てを対象に、一定程度のバリアフリー化を求めるものとして、最低限の基準を示すものです。客室数への影響が最小限となるよう規定寸法を設定しています。</p>
20	<p>①客室の出入口の幅は80cm以上 ②客室内の便所及び浴室等の出入口の幅は70cm以上</p> <p>これらの基準を現状満たしているものが弊社の既存ホテル客室ではほとんどない。については、増築、改築時に既存遡及を求められないよう、緩和措置を設けて欲しい。</p>	<p>条例の対象は、新築のほか、増築、改築及び用途変更する部分であり、既存遡及は求めません。</p>
21	<p>建築基準法の改正では「既存建築ストックの活用」がうたわれているが、バリアフリーの義務を課す用途の中には「規模にかかわらずすべて」とするものもある。規模の小さい建築物では、対応が困難であることが多く、「既存建築ストックの活用」の妨げになっているため、緩和措置を盛り込むべきである。</p>	<p>条例の対象は、新築のほか、増築、改築及び用途変更する部分の床面積が1,000㎡以上となっており、既存建築ストックや小規模建築物は対象外となっています。</p>
22	<p>既存施設における増改築の際の規定の適用について 本規定の適用対象となる、旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業の用に供する施設」で、当改正条例施行時点で存在するものにおける増改築については以下の理解でよろしいか。</p> <p>①旅館・ホテルにおいて1,000㎡未満の増改築を行う場合、当規定は当該施設へ適用されない。</p> <p>②旅館・ホテルにおいて1,000㎡以上の増改築を行う場合、当規定の適用範囲は、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」第12条の通り、「当該増築等に係る部分」となる。</p> <p>例えば、廊下等共用部や宴会場等、客室以外の部分において1,000㎡以上の増改築を行う場合、当規定は一般客室に適用されない。</p>	<p>ご指摘の通りです。</p>

番号	意見の概要	東京都の見解
【福祉のまちづくり条例に関することについて(車椅子使用者)】		
23	参考図では、車椅子に乗ったまま窓までいけないようになっている。そのようなこともあり、「車椅子に乗ったまま、照明スイッチ、空調スイッチが操作できること」という規定が必要である。	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(以下「施設整備マニュアル」という。)における望ましい整備として、「コンセント、スイッチ、収納棚などは、車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。」と記載しています。
24	絨毯の毛足が長いと車椅子使用者や補装具使用者は車輪や足を取られて移動しにくい。	施設整備マニュアルにおける望ましい整備として、「毛足の長いじゅうたんなどを使用することは避ける。」と記載しています。
25	ベッドの高さが高いので、調整できるようにしてほしい。	施設整備マニュアルにおける望ましい整備として、「車いすからの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐに利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車いすの座面の高さ(40～45cm)程度とする。」と記載しています。
26	バスタブが深いので浅くしてほしい。希望により使用できるよう、シャワーチェアへの用意をしてほしい。	施設整備マニュアルにおける望ましい整備として、「浴槽の深さは55cm程度とする。」ことや、「障害者の利用が多い施設ではシャワー用の車いすを用意する。」と記載しています。
27	バスルームの扉は開き戸ではなく引き戸としてほしい。	施設整備マニュアルにおける望ましい整備として、「開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。引き戸は、軽力で開閉できるものとする。」と記載しています。
【福祉のまちづくり条例に関することについて(視覚障害者)】		
28	部屋のドアの番号を浮き出し数字にするか、点字をつけてほしい。	施設整備マニュアルにおける望ましい整備として、「客室出入口の戸には、高齢者・障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として点字と浮き彫り文字による表示を併用する。」と記載しています。
29	シャンプー・ボディソープの識別マークを要望する。	施設整備マニュアルへの記載について、現在庁内で検討しております。
30	視覚障害者がリンス、シャンプー、ボディソープを使用する際の区別ができるようにしてほしい。	

番号	意見の概要	東京都の見解
31	すべてのエレベーターの回数ボタンに浮き出し数字・点字をつけることと、音声案内を要望する。	施設整備マニュアルにおける整備基準の解説として、「かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。」ことや、「乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。」と記載しています。
【福祉のまちづくり条例に関することについて(聴覚障害者)】		
32	聴覚障害者に非常を知らせる際の点灯システムをつけて欲しい。	施設整備マニュアルにおける望ましい整備として、「聴覚障害者に配慮し、非常時にフラッシュなどにより情報を伝達する非常警報装置を設置するか、若しくはそれに代わる設備を用意する」と記載しています。
【情報公開について】		
33	都内の宿泊施設に対して、車椅子利用者による利用実績のある部屋数及び当該客室の概要に関する調査と、車椅子利用者に対して宿泊実績のある宿泊施設に関する調査を行い、結果を来年度中に公表すべき。	宿泊施設に係る情報公開について、今後、各局と協同で取り組んでいきます。
34	宿泊施設に対してバリアフリールームの客室情報及び車椅子利用者による宿泊実績のある客室の情報をホームページ上に掲載することを東京都から強く働きかける必要がある。	施設整備マニュアルへの記載について、現在庁内で検討しております。